

現金・通帳等のお預かり・ご返却の手続きについてのお知らせ

平素は永和信用金庫に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫では、お客さまから現金、通帳、証書などをお預かりする際やご返却する際には、その受け渡しを明確に行うよう努めているところです。

お客さま各位におかれましては、以下の点にご留意され、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- ◆ 当金庫の職員が、お客さまからご依頼を受け、現金、通帳、証書、伝票等などをお預かりする際には、お預かりする伝票、申込書等につきましても、必ず当金庫所定の「仮受取書」に明記し、それを発行することとしています。
定期積金の集金に際しては、お客さまの面前で通帳に出納印証を押印いたします。また、当金庫所定の「仮受取書」以外(名刺やメモ等)でお預かりすることはございません。
- ◆ 「仮受取書」は現金、通帳などに代わるものではありませんが、当金庫がそれらをお預かりした大切な証となりますので、「仮受取書」をお渡しした際には、記載内容に間違いがないかを十分ご確認くださいませようをお願いいたします。
- ◆ 「仮受取書」は、当金庫の職員がお客さまへ通帳、証書などをご返却する際に必要となりますので、大切に保管してください。
- ◆ 当金庫の職員が通帳や証書などをご返却する際には、金額にお間違いがないかなどを十分ご確認くださいませ。また、定期預金のご解約などの場合には、「預金(積金)計算書」もお渡ししますので、必ずお受け取りください。
- ◆ 当金庫では、お預かりした通帳、証書などは、速やかにお客さまにご返却するよう渉外事務マニュアルに定めております。万一、ご返却が遅れている場合にはお取引店長にご連絡をお願いいたします。

上記の点などをはじめお取引に関してご不明な点がございましたら、下記窓口までお気軽にお申出ください。

【永和信用金庫 業務推進部】

06-6633-1184

受付時間：当金庫営業日の午前9時～午後5時